

愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標等（案）

(参考 2)

戦略目標	国別目標	主要行動目標	対応する 愛知目標
戦略目標 A： 生物多様性の損失の 根本原因に対処	A-1： 「生物多様性の社会に おける主流化」の達成等	A-1-1：生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化	1 2 3 4
		A-1-2：生物多様性等の経済的な評価などによる可視化の取組の推進	
		A-1-3：地方自治体における生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組の促進 2013 年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定	
		A-1-4：生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画等の 策定の促進、奨励措置による生物多様性への影響の考慮、生物多様性に配慮し た奨励措置の実施	
		A-1-5：持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励	
戦略目標 B： 生態系を悪化させる 人為的圧力等の最小 化に向けた取組を進 め、持続可能な利用を 推進	B-1： 自然生息地の損失速度 及びその劣化・分断の 減少	B-1-1：2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失 速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立	5
		B-1-2：2020 年までに生息地の劣化・分断の減少のため必要な取組を実施 等	
		B-1-3：2015 年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しの実施 等	
		B-1-4：鳥獣による農作物被害対策や森林被害対策の推進 等	
	B-2： 生物多様性の保全を確保 した農林水産業の持続的 な実施	B-2-1：持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と 生物多様性の保全を両立させる取組の促進	6 7
		B-2-2：森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進等	
		B-2-3：持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 等	
		B-2-4：自然と共生した里海づくりの取組の実施	
	B-3： 窒素やリン等による汚染 状況の改善、水生生物の 保全と生産性の向上等	B-3-1：流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015 年 3 月までに第 7 次水質 総量削減の実施	8 10
		B-3-2：2014 年までに水生生物の保全のための下層 D0 及び水生植物の保全のための 透明度についての環境基準化の検討 等	
		B-3-3：生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究の実施	
	B-4： 外来生物法の施行状況の検 討結果を踏まえた侵略的外 来種の特定、定着経路情報の 整備、防除の優先度の整理、 防除の計画的推進等	B-4-1：2014 年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備 等	9
		B-4-2：2014 年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除等の推進、 「外来種被害防止行動計画（仮称）の策定	
		B-4-3：優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の 生息状況や本来の生態系の回復の促進	
	B-5： 人為的圧力等の最小化に 向けた取組の推進	B-5-1：2013 年までにサンゴ礁、藻場、干潟等の気候変動に脆弱な生態系に対する 人為的圧力等の特定、2015 年までに人為的圧力等の生態学的許容値の設定、 2015 年から許容値達成のための取組の実施	10
戦略目標 C： 生態系、種、遺伝子の 多様性を保全するこ とにより、生物多様性 の状況を改善	C-1： 陸域等の 17%、海域等の 10%の適切な保全・管理	C-1-1：2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・ 管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理	11
		C-1-2：生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討と適切な保全・管理 の推進	
		C-1-3：生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進 等	
		C-1-4：2014 年までに重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討	
	C-2： 絶滅危惧種の絶滅防止と 作物、家畜等の遺伝子の 多様性の維持等	C-2-1：絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し 等	12 13
		C-2-2：国内希少野生動植物種の指定、保護増殖の取組の推進 等	
		C-2-3：絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための基盤整備の推進 等	
		C-2-4：トキ、ツシマヤマネコ等の生息域外保全や野生復帰の推進 等	
		C-2-5：植物遺伝資源保全に関する保全ネットワークの構築 等	
	D-1： 生態系の保全と回復を 通じた生物多様性・生態系 サービスから得られる恩恵 の強化	D-1-1：持続的な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進等	14
		D-1-2：農村環境の保全・利用と地域資源の活用 等	
		D-1-3：SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進	
		D-1-4：三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進 等	
		D-1-5：自然と共生した里海づくりの取組の実施	
		D-1-6：生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の 展開などの検討	
	D-2： 劣化した生態系の 15% 以上の回復等による気候変 動の緩和と適応	D-2-1：2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに 生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立	15
		D-2-2：生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進	
		D-2-3：森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進 等	
	D-3： 名古屋議定書の締結と 国内措置の実施	D-3-1：可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも 2015 年までに遺伝資源 の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による 名古屋議定書の義務の着実な実施	16
戦略目標 E： 生物多様性国家戦略 に基づく施策の着実 な推進、その基礎とな る科学的基盤の強化、 生物多様性分野にお ける能力構築の推進	E-1： 生物多様性国家戦略に 基づく施策の推進 等	E-1-1：必要に応じ 2015 年から 2016 年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施	17
		E-1-2：地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を活用した世界 全体における個別目標 17 の達成への貢献	
	E-2： 伝統的知識等の尊重、科学 的基盤の強化、科学と政策 の結びつきの強化、愛知目 標の達成に向けた必要な資 金の効果的・効率的な動員	E-2-1：伝統的生活文化の知恵や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進	18 19 20
		E-2-2：自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上 等	
		E-2-3：海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実	
		E-2-4：生物多様性に関する総合的な評価の実施、国別目標の中間評価	
		E-2-5：IPBES への積極的な参加・貢献、国内体制の整備	
		E-2-6：我が国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告 体制の整備	

※国別目標 B-5、D-3、E-1 の目標年は 2015 年（それ以外の国別目標の目標年は 2020 年）。年が未記載の主要行動目標の目標年は国別目標の目標年に同じ。

